

平成30年8月20日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず経済産業省 HP に掲載されている最新版をご確認ください。

－生産性向上特別措置法－

「革新的データ産業活用計画」認定申請のご利用の手引き

1. 革新的データ産業活用計画の概要

(1) 制度の概要

「革新的データ産業活用計画」は、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用に必要なシステムや、センサー・ロボット等の導入などにより短期間で生産性の向上を図ることを目的として策定するものです。

当該計画について、主務大臣の認定を受けた場合、計画に基づいて実施される設備投資について、税制の支援を受けることができます。

【計画認定の要件】

①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% (法人税額の20%を限度)

【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、A I、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%を満したした場合。

(2) 制度利用のポイント

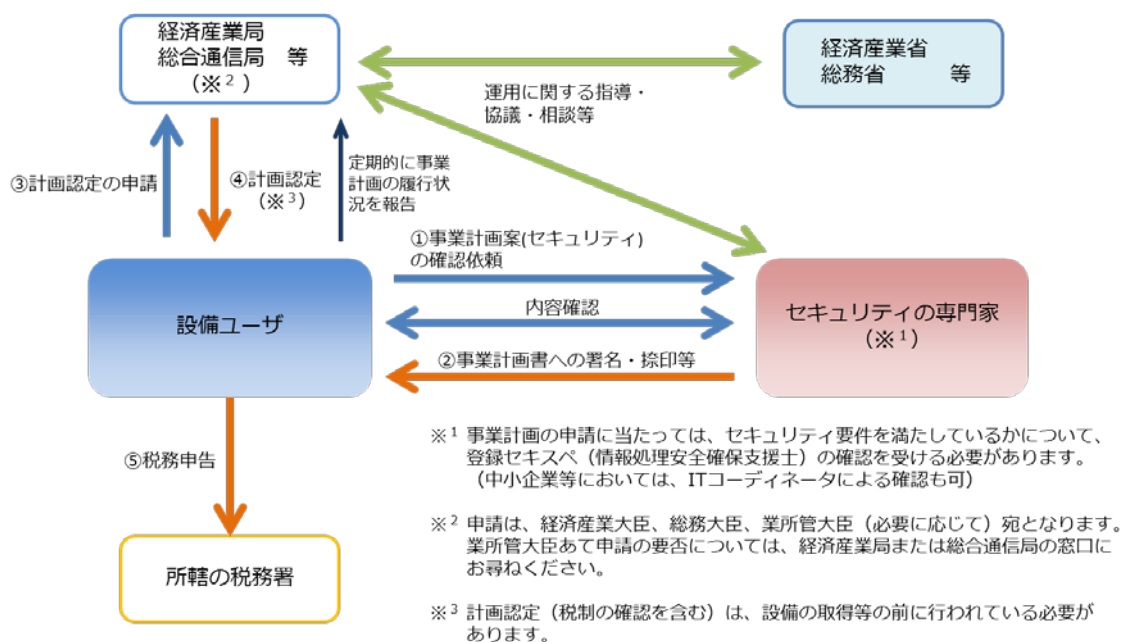
【ポイント1】計画実行のための支援措置（税制措置）をご留意

認定計画に基づき取得した一定の設備について、法人税等の特例措置を受けることができます。

【ポイント2】業種・資本金規模による活用制限なし

本制度の税制措置は、要件を満たせば業種及び資本金規模を問わず、幅広くご利用いただけます。

(3) 税制措置適用の流れ



①申請書（革新的データ産業活用計画）の策定

- 申請される事業者は、様式第19「革新的データ産業活用計画の認定申請書」（以下、「申請書」という。）を策定します。策定にあたっては「2. 手続き方法」を参照してください。

②「革新的データ産業活用計画」の申請・認定

- 申請書を提出する場合は、記載の不備等を確認するとともに、計画に記載するデータ連携・利活用の内容について事業所管省庁との関連を確認するため、申請書を提出する前に一度申請書案をもって、申請書に記載のある本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局に対面で事前相談を行ってください。遠方などの理由により電話やメールでのやりとりを希望する場合も、その旨事前に申請書に記載のある本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局へ相談してください。
- 事前相談を行った総合通信局及び経済産業局の両局宛に申請書を提出します（事前相談はどちらか一方の局）。加えて、事前面談で必要があると判断された場合は事業所管省庁宛にも申請書を提出します。（申請先は文末参照）
- 申請書が計画であるとして適切である場合、申請を行った総合通信局・経済産業局・事業所管省庁（申請した場合）から認定書がそれぞれ交付されます。（申請から認定まで通常30日程度かかります。）

③革新的データ産業活用計画の開始、取組の実行

- ・革新的データ産業活用促進のための取組・設備導入を実行し、所轄の税務署に税務申告を行ってください。

(4) 本制度の対象となりうる事業者

- ・本制度は、事業分野にかかわらず、新たにデータ利活用を行い、生産性向上を目指す事業者の取組を広く支援することを目的としたものであり、「革新的データ産業活用に関する指針」（平成30年総務省・経済産業省告示。以下「活用指針」という。別添資料。）の「第一 革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項」に定める要件等を満たすことで、認定を受けることができます。
- ・併せて、「生産性向上特別措置法第29条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準」（平成30年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示）に定める要件等を満たすことにより、税制措置を受けることができます。
- ・なお、特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者においても、活用指針に定める「重点的に実施すべき分野」に限らず、幅広く、協調領域におけるデータの利活用等に努めるものについて、認定を行います。（なお、国の機関等の保有するデータの提供を求めるに当たっては、別途、データの安全管理に関する確認を受ける必要があります。）

【特定革新的データ産業活用に関する事項に関する問い合わせ】

経済産業省商務情報政策局情報経済課 TEL：03-3501-0397

2. 手続き方法

(1) 認定申請書「革新的データ産業活用計画」の策定

【認定申請書作成のポイント】

- ★1 本計画において、データの収集・連携・分析・指示の一連の方法が明確に記載されており、これによってどのような効果が見込まれるかが具体的であること。
- ★2 新たに投資する設備は、★1との関係が分かるように記載するとともに、各設備の機能などが具体的なものであること。
- ★3 生産性向上の目標として記載する労働生産性と投資利益率は、★1と関係する範囲で算出していること。

【申請様式の記載方法】

※申請書の記載方法を併せてご覧ください。

- ・革新的データ産業活用計画の認定申請書の入手方法
⇒申請書様式類は以下の URL からダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html

①様式第19「認定申請書」

- ・<宛名>は、総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。事前面談で事業所管省庁への申請が必要とされた場合は、業所管大臣も連名に追加してください。官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- ・<申請者名(住所、名称、代表者の氏名、印)>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。共同申請の場合は、別紙『記載方法』を参考に、代表となる1社(者)について記載し、それに続けて共同申請者の住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

②革新的データ産業活用計画

<1 名称等>

- ・個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。
- ・日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類の名称と番号(2桁)を記載してください。

- ・本計画の記載に関する問い合わせをさせていただくこともありますので、連絡先（特に電子メールアドレス）は必ず記載してください。

< 2 特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無 >

- ・< (1) >は、データの整理をし、他の事業者に提供する予定の有・無について選択してください。なお「無」とした場合、本計画における項目 1 1 は記載不要です。
- ・< (2) >は、(1)において「有」とした場合、国の機関等のデータの提供の求めの要・否について選択してください。

< 3 生産性向上に特に資するものとしての主務大臣の確認（税制適用）の要否 >

- ・税制適用の要・否について選択してください。なお「否」とした場合、本計画における項目 6 (2)、8 (3)、9 は記載不要です。

< 4 革新的データ産業活用の目標 >

- ・データ活用によって行おうとする目標を、< 5 ⑦ >との関連が分かるように記載してください。目標は以下の例を参考に、今回のデータ活用がどのような変化をもたらすのかを具体的に記載してください。

(例) 業務効率化、コスト削減、市場変化への対応、新技術・新製品、新サービスなどの開発や利用、ビジネスモデルの改革、顧客・市場分析の変化、事業・ラインの拡大、データ流通 等

< 5 革新的データ産業活用の内容及びその実施時期 >

- ・< ①欄 >は、データの収集及び活用の類型について以下の 1～3 のいずれかから選択してください（複数の選択が可能）。

1. 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータを既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。
2. 自らセンサーを利用して新たに取得するデータを既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。
3. 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

- ・<②欄>は、連携データの内容及び<①欄>で選択した種類の該当性についての補足説明をできるだけ詳しく記載してください。その際、【1（2若しくは3）の場合】の内容は必ず記載するようにしてください。

【1の場合】

- 収集する他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータの内容
- 連携する内部データの内容

【2の場合】

- センサー等を利用して新たに収集するデータの内容
- 連携する内部データの内容

【3の場合】

- 連携する法人又は事業所の名称
- 連携するデータの内容、そのうち漏えい又は毀損した場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータ、及び当該データが漏えい又は毀損した場合に生ずるおそれのある不利益の内容

- ・<③欄>は、継続的かつ自動的にデータを収集する方法及び利用機器・ソフトウェアを記載してください。
- ・<④欄>は、継続的にデータを連携及び分析する方法及び利用機器・ソフトウェアを記載してください。
- ・<⑤欄>は、分析したデータの生産活動への継続な指示の方法及び関連機器・ソフトウェアを記載してください。<2（1）>において「有」とした場合（データの整理をし、他の事業者を提供する場合）にあつては、その整理及び提供方法を記載してください。
- ・<⑥欄>は、データを活用する事業の業種を、日本標準産業分類の中分類から選択し、その名称及びその番号を記載してください。ただし、392情報処理・提供サービス業の場合は、小分類まで含めて特定して記載してください。
- ・<⑦欄>は、今回のデータ活用により、これまでにできなかったものが新たにどのような生産、販売、その他事業活動の方法や取組が行えるようになるのか、を記載してください。
- ・<⑧欄>は、革新的データ産業活用の実施を予定している時期を5年以内で記載してください。なお、少なくとも生産性向上の目標の数値見込みを記載する期間を含める必要がありますのでご注意ください。（例：2018年7月～2021年3月）

< 6 データの安全管理 > ※ (2) のみ、税制適用が不要の場合は記載不要

- ・データの安全管理の方法について、①～⑦に記載してください。
- ・税制適用を受けるためには、本記載内容の適正性及びその運用について担保をした登録情報処理安全確保支援士（中小企業者等の場合は IT コーディネータでも可）の署名が必要になります。

※申請書を基に対策の概要を説明していただき、不明瞭な部分については別途口頭や資料等でご説明してください。それらがデータの活用の方法を考慮した時にセキュリティ対策として妥当なものになっているかといったことを登録情報処理安全確保支援士等に確認・判断していただき、計画上妥当なものになっているようであれば署名していただくことを想定しています。

< 7 個人情報の取扱い >

- ・**< (1) >**は、本計画に係る革新的データ産業活用において用いられる、個人情報保護法第2条第6項に規定する個人データの有・無について選択してください。
- ・**< (2) >**は、**< (1) >**で「有」とした場合に、今後取得する見込みがある個人データについて現時点で想定される内容①～⑯を記載してください。なお、データの種類ごとに記載をしてください。

< 8 生産性向上の目標 > ※ (3) のみ、税制適用が不要の場合は記載不要

- ・**< (1) >**は、売上高、人件費等、項目毎にどのような変化が見込まれるか、データ活用との因果関係が分かるように具体的に記載してください。
- ・**< (2) 及び (3) >**は、全て (1) との因果関係が分かるように算出方法を記載してください。また、本計画におけるデータ活用の取組に関わる事業の範囲を算出してください。

※(2) ⑤の労働生産性の伸び率の年平均については、年平均成長率 (CAGR) により算出してください。

$$(CAGR) = \sqrt[3]{(④ \div ①) - 1}$$

< 9 本計画のために新たに投資する設備 > ※税制適用が不要の場合は記載不要

- ・**< (1) >**の表は資産管理台帳ベースで作成してください。設備一式など、投資する設備が具体的でない場合は認定されませんのでご注意ください。
- ・「事業の用に供する時期」欄には、当該設備が事業の用に供される予定年月を記載してください。なお、局による確認は設備の取得等の前に実施する必要があります。

- ・「税制対象」欄には、ソフトウェア、器具備品、機械装置に区分される税制適用が該当する設備に「○」を記載してください。
- ・機械装置については、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの、またはデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示をうけるものである必要がありますので、その内容を「設備の機能」欄に記載してください。また、各設備の機能の仕様を示す資料を添付願います。
- ・＜(2)＞表は＜(1)＞で記載したデータ連携に必要なソフトウェアを記載することになります。器具備品及び機械装置にソフトウェアの機能が組み込まれている場合は、当該器具備品及び機械装置の名称及び組み込まれたソフトウェアの機能を記載してください。
- ・データ連携において果たす役割は＜4＞の記載内容との関連性が分かるように記載してください。
- ・既に取得済の設備を記載する場合は、備考欄にその旨記載してください。

＜10 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法＞

- ・「費用」欄には、9（1）の合計額に加えて、その他の費用（税制の対象となるソフトウェア・器具備品・機械装置以外の設備投資経費やクラウドサービスを含む外部サービス費用等）の合計額を記載してください。
- ・「調達方法」欄には、設備ごと（調達方法ごと）に自己資金、融資、補助金等を記載してください。

＜11 特定革新的データ産業活用の内容＞

- ・（1）～（4）について記載方法を参考にしながらご記入ください。

（2）「革新的データ産業活用計画」の申請

以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ①申請書（様式第19）に必要事項をご記入いただき、必要書類（公表用の計画概要、当該申請書の裏付けとなる資料）を添付の上、申請書に記載のある本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局に、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明（事前面談）いただき、申請書の記載の不備等の確認及び事業所管省庁への申請の有無を確認してください。その上で、総合通信局及び経済産業局の両局並びに事業所管省庁（業所管大臣への申請が必要な場合）宛に郵送または直接それぞれ提出してください。

【申請書類】 ※**総合通信局**・**経済産業局**・**事業所管省庁** 宛

- ・認定申請書（様式第19）
- ・本申請の根拠となる資料
- ・計画概要資料（事業者作成用）※本資料の内容は公表されます。
- ・返信用封筒 ※レターパックなど到着確認のできるものを推奨
（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。）

②申請書を提出してから、通常30日程度で、①の申請書、添付書類に基づき、当該申請書が計画であるとして適切である場合に、認定書（様式第20）を申請書の写しと併せてそれぞれ交付されます。

（3）変更申請

- ・事業者は、当該認定を受けた申請書の内容を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務大臣の変更認定を受けなければなりません。
- ・なお、事業者の代表者の交代や本社の住所変更等、法22条第4項の認定基準に照らし、認定を受けた申請書の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。一方、認定を受けた申請書に記載のデータ連携・利活用の内容や、実施するため新たに取得する設備に変更があった場合等は軽微な変更には該当しませんので、必ず変更申請を行ってください。
- ・軽微な変更該当するかについては、事前相談を行った総合通信局または経済産業局にご確認ください。

【革新的データ産業活用計画変更認定申請書の入手方法】

⇒様式は以下のURLからダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html

【申請書類】 ※**総合通信局**・**経済産業局**・**事業所管省庁** 宛

- ・変更認定申請書（様式第23）
- ・認定書の写し（申請書の写し）
- ・本申請の根拠となる資料
- ・変更計画概要資料（事業者作成用）※本資料の内容は公表されます。
- ・返信用封筒 ※レターパックなど到着確認のできるものを推奨
（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。）

(4) 実施状況報告

認定書の交付を受けた事業者は、計画実施期間において各事業年度終了後3ヶ月以内（6月末まで）に、実施状況の報告（様式第45）を事前相談した総合通信局または経済産業局に提出してください。

3. 事前相談窓口 <総務省総合通信局・経済産業省経済産業局>

管轄区域	総務省総合通信局	経済産業省経済産業局
北海道	北海道総合通信局 情報通信連携推進課	北海道経済産業局 情報・サービス政策課
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北総合通信局 情報通信連携推進課	東北経済産業局 製造産業課情報政策室
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東総合通信局 情報通信連携推進課	関東経済産業局 地域経済部次世代・ 情報産業課
新潟県、長野県	信越総合通信局 情報通信振興室	
静岡県	東海総合通信局	
岐阜県、愛知県、三重県	情報通信連携推進課	中部経済産業局
富山県、石川県	北陸総合通信局	次世代産業課情報政策室
福井県	情報通信振興室	近畿経済産業局
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 情報通信連携推進課	次世代産業・情報政策課
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国総合通信局 情報通信連携推進課	中国経済産業局 地域経済課
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国総合通信局 情報通信振興課	四国経済産業局 地域経済課
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局 情報通信連携推進課	九州経済産業局 情報政策課
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

4. 申請書提出先・問い合わせ先

【総務省】

地方局名	住 所	電話番号
北海道総合通信局 情報通信連携推進課	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2311
東北総合通信局 情報通信連携推進課	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-0609
関東総合通信局 情報通信連携推進課	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03-6238-1681
信越総合通信局 情報通信振興室	〒380-8795 長野市旭町1108	026-234-9974
東海総合通信局 情報通信連携推進課	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9316
北陸総合通信局 情報通信振興室	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-233-4431 076-233-4430
近畿総合通信局 情報通信連携推進課	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06-6942-8546
中国総合通信局 情報通信連携推進課	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	082-222-3471
四国総合通信局 情報通信振興課	〒790-8795 松山市宮田町8-5	089-936-5061
九州総合通信局 情報通信連携推進課	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1	096-326-7803
沖縄総合通信事務所 情報通信課	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階	098-865-2304

【経済産業省】

地方局名	住 所	電話番号
北海道経済産業局 情報・サービス政策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-1782
東北経済産業局 製造産業課情報政策室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4895
関東経済産業局 地域経済部次世代・情報産業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0284
中部経済産業局 次世代産業課情報政策室	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0570
近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6008
中国経済産業局地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5630
四国経済産業局地域経済課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8513
九州経済産業局情報政策課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11 番1号 福岡合同庁舎本館	092-482-5440
沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1730